⑤≪医療≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	規制等 <i>の</i> 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	会社	る被保険者等記	デジタル母子健康手帳、PHRサービス、IoTデバイス、自治体健診データ等のデジタル田園健康特区の先端的サービスで活用される各種データを対象として、今回試作するデータエクスチェンジ機能を通じて他業種・小規模ベンダーのデータを標準規格(HL7・FHIR※)に変換するなどデータ連携の実現に向けた実証・調査を行う。	本人同意に基づくIDの紐づけを正確かつ自動的に実施する場合には、行政や医療機関の社会保障関係事務で活用される被保険者等記号・番号等(健康保険法第194条の2)を活用することが有効な手段の1つとなるが、健康保険事業又は当該事保険事業又は当該事務の遂行のため被保要な場合を除き、何人に対しても、その者以外の者に係る被保険者等によその者以外の者に係る被保険者ではならないとされている(同条第1項・第2項)。	健康保険法 第194条の2第1項、第2 項	「医療保険の被保険のでは、では、 「医療保険のでは、 「医療性のでは、 「医療性のでは、 「医療性のでは、 「医療性のでは、 」」、 「医療性のでは、 「医療性のでは、 「医療性のでは、 「原性性、 」」、 「保健性、 「原性性、 」」、 「保健性、 「原体、 「原体、 「原体、 」」、 「保健性のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 「ののでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは、 」のでは、 」のでは、 「ののでは、 」のでは	厚生労働省	○医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限については、プライバシー保護の観点から、本人同意の有無にかかわらず、これらの告知を求めることを禁止しています。 ○ただし、被保険者等記号・番号等を活用することが、医療保険の運営の効本化、給付の内上に多する等。の方は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため特に必要がある場合として、被保険不審等記号・番号等の告知を求めることができることとしています。 ○御指摘の「医療情報連携ネットワークの整備及の間である場合として、保険医療機関等の間である情報連携ネットワークにおいて、被保険高等できることで、保険医療機関等の間である情報連携ネットワークにおいて、被保険高いで構築されている情報連携ネットワークにおいて、被保険高齢である場合」に対していまれて、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
2	茅野市	指定訪問看護事で でストックの対象拡大	指定訪問看護事業所への薬剤・検査キット等のストック (訪問看護の際に看護師がストック薬・検査キット等を持 参可能になる)	時応急の処置や褥瘡の予防・処置として必要な、グリセリン(浣腸用及び外用に限る。)、濃グリセリン(浣腸用に限る。)、白色ワセリン、オリブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水に限定されている。 ・処方箋医薬品は、正当な理由なしに、医師からの処方箋を受けた者以	第四十九条 ○医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律 施行規則第二百九条 ○薬事法の一部を改正する法律等の 施行等について(平成21年5月8日付 け厚生労働省医薬食品局長通知、平 成23年5月13日最終改正)	・解熱鎮痛剤:アセトアミノフェン、ロキソプロフェンなど ・緩下剤、下剤、整腸剤:ビオフェルミン、マグミット、ラキソベロン、プルゼニド、GEなど・皮膚軟膏:ワセリン、ゲンタシン、リンデロンVG、マイザーなど・ターミナルコンフォートセット(ターミナル期にのみ使用):ダイアップ坐剤		期待する経済的社会的効果(患者アウトカムへの影響等)及び添付資料から、提案の背景の課題に対して、医師の指示のあった薬剤を訪問看護師が持参していない状況を解決する必要があるものと理解していますが、訪問先で持参していない薬剤が必要になった場合に、医療機関及び事者が持参するなど、地域における連携体制を整備することにより、期待する効果を得ることは所能と考えられることから、まず地域における連携の体制について検討する必要があると考えます。また、訪問看護事業者が卸売販売業者から購入可能な医薬品は滅菌消毒用医薬品のほか、臨時応急の処置や褥瘡の予防・処置に必要な白色ワセリン、グリセリン(浣腸用)等に限られているところですが、衛生材料についてはあらかじめ保管しておくことが現在でも可能です。なお、ご提案のように指定されるように変更ならし、変更ならし、変更ならし、変更ならは、処方箋をどのように交付し、誰が調剤するのかについて整理が必要と考えます。

⑤≪医療≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせ ている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
3	サークタリー バー	小児オンラインか かりつけ医制度の 創設	ことも可能とする。	つけ医の診療報酬の対象となるため の要件として、自院又は連携する診 療所(自院を含めて3以内)により、電 話等による時間外の対応をすること が求められているため、チャットでの	9 6件(下和4年厚生方側有言示第 54号) ・特掲診療料の施設基準等の一部を 改正する件(令和4年厚生労働省告 示第56号) ・基本診療料の施設基準等の一部を 改正する件(令和4年厚生労働省告 示第55号) ・医療55(昭和23年法律第205号)及	「小児かかりつけ診療料2」の算定要件である「時間外加算3」の要件に、「対応する医師の人数、所在地に関わらず、オンラインチャット等(非同期型を含む)を活用して当該業務を民間もことができること」「当該業務を民間事業者に委託すること」を可能とする旨を明記する。「病院、診療所等の業務委託について」を定めている医療法施行令の対象業務内容に「医療相談業務」を含める。	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省。以下「指針」といいます。)において、「オンライン診療は、文字、写真及び録画動のみのやりとりで完結してはならない。」とされています。また、代替のQ&Aにおいても、「本指針において対面診療の代土の視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段」を採用するとして認められているオンライン診療は、「リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段」を採用するととにより、オンラインチャットのみによる診療に代替のみによる診療があるため、チャットなどのみによる診療機関において、患者からの体由・であめられません。」と示しており、オンラインチャットのみによる診療所において、患者からの体由・を加算であり、施設基準において、患者からの体由・を加算であり、施設基準において、「当番日については、に動情がのであり、施設基準において、「当番日については、に動情がのであり、施設基準において、「当番目については、に動情があると、できる体制がとられていること」としているため、ご提案のような「対応を育師の人を言いとも言いているため、ご提案のような「対応を言いると、現時による診療が言ることができる体制」には医師による診療を可は対応が困難です。なお、上記の「対応できる体制」には医師による診療を行うことも含まれるため、ご指摘の「医療相談業務」による診療が含まれると、指摘の「医療相談業務」による診療が含まれると、できまれるため、ご指摘の「医療相談業務」による診療が含まれると考えられますが、認められず、医療法施行令の対象業務内容に「医療相談業務」を含めることで委託可能とすることはできません。
4	ファルメディコ株式会社	保険調剤業務の 一部を外部委託す る		薬局開設者に処方箋を応需した薬局内で薬剤師に調剤を行わせるように	医薬品医療機器等法施行規則 第十 一条の十一	処方箋を応需した薬局が、医薬品の 調製業務の一部を、安全性を担保で きる仕組みを明確化した上で、他の 薬局で行わせることを可能にする。	厚生労働省	ご提案の事業内容である調剤業務の一部外部委託については、委託元、委託先の薬局に対する都道府県等による監視指導の実施など地方公共団体の業務に直接関わるため、特区措置の創設段階においても地方公共団体も含めて調整することが極めて重要であり、特区措置の実施の検討に当たっては、事業に参加する薬局の所在地の地方公共団体の参画が前提になるものと考えています。また、調剤業務の一部外部委託については、厚生労働省において、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、検討会(薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ)で議論し、令和4年7月にとりまとめた結論に基づき、制度整備に向けて必要な検討を進めています。当該検討会のとりまとめでは、委託元、委託先薬局の範囲について、まずは同一三次医療圏内とすることが必要と考えます。
5	株式会社 wash-plus	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)